

障発0331第4号
社援発0331第17号
令和2年3月31日

各都道府県知事殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の
一部改正について

福祉サービス第三者評価事業については、平成30年3月26日付け子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について（以下「第三者評価指針改正通知」という。）により、平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」が一部改正され、社会福祉法人制度の見直しなど、関連制度の改正等による本事業を取り巻く環境の変化に対応するため、共通評価基準等の見直しがなされたところである。

一方、障害福祉サービス事業所等における第三者評価事業については、平成29年2月2日付け障発0202第3号、社援発0202第6号「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」により実施しているところであるが、第三者評価指針改正通知を踏まえ、本通知を改正することとし、その内容等を別紙のとおり整理したので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内市区町村、第三者評価機関及び福祉サービス事業者等に対する周知についても併せてお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。